

臨時休業等の判断基準について

1. 「特別警報」が発表されている場合、または震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 広島市において、「特別警報」が発表されている場合、または震度5弱以上の地震が発生した場合は、次のような対応とします。

『17時から24時までに発表されている場合または発生した場合には、翌日を一齐臨時休業とします。また、0時から8時30分までに発表された場合または発生した場合には、当日を一齐臨時休業とします。』

(2) 「登校中に発表され、または発生し、学校に登校した場合」、「在校中に発表された場合または発生した場合」、「下校中に発表され、または発生し、学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のように対応します。

①『保護者が引き取りに来るまで、学校待機とします。』

引き取り開始時刻については、災害の程度によって異なると予想されます。

②災害の状況により、保護者と連絡が取れ、安全が確認できれば、順次下校させます。

2. 「大雨、洪水、暴風、暴風雪の警報」のうち、2つ以上発表されている場合

(1) 6時の気象情報で、広島市に上記の警報が2つ以上発表されている場合は、自宅待機とします。

(2) 8時までに警報が1つまたはすべて解除された場合は、9時30分よりSHR、9時50分より授業を行います。

(3) 10時までに警報が1つまたはすべて解除された場合は、11時30分よりSHR、11時50分より授業を行います。

(4) 12時までに警報が1つまたはすべて解除された場合は、13時30分よりSHR、13時45分より授業を行います。

(5) 12時の時点で警報が2つ以上継続している場合、臨時休業とします。

(6) 6時以降に警報が発表された場合も同様とします。

3. 「台風の接近に伴う大雨、洪水、暴風の警報」が1つでも発表されている場合

(1) 6時の気象情報で、広島市に台風接近に伴う「大雨、洪水、暴風の警報」が1つでも発表されている場合は、自宅待機とします。

(2) 8時までにすべての警報が解除された場合は、9時30分よりSHR、9時50分より授業を行います。

(3) 10時までにすべての警報が解除された場合は、11時30分よりSHR、11時50分より授業を行います。

(4) 10時の時点で警報が1つでも継続している場合、臨時休業とします。

(5) 6時以降に警報が発表された場合も同様とします。

4. 1～3に関わらず学校が位置する学区(牛田新町学区)に避難情報の警戒レベル4以上が発表されている場合

(1) 6時の段階で警戒レベル4(避難勧告)以上の避難情報が発表されている場合は、自宅待機とします。

(2) 8時の段階で警戒レベル4(避難勧告)以上の避難情報が発表されている場合は、自宅待機とします。

(3) 10時の段階で警戒レベル4(避難勧告)以上の避難情報が発表されている場合は、自宅待機とします。

(4) 12時の段階で警戒レベル4(避難勧告)以上の避難情報が発表されている場合は、臨時休校とします。

5. 上記以外の緊急災害等の警報が在校中発表された場合は、安全が確認できるまで、学校待機とします。

6. その他留意事項

(1) 広島市南部に警報や学校が位置する学区(牛田新町学区)に避難情報の警戒レベル4以上が発表されていない場合でも、地域によっては警報が発表されていたり、避難情報の警戒レベル4以上が発表されたりする場合がありますので、各家庭で確認の上、登校の可否を判断してください。

(2) 地域によって天気の状態が大きく異なる場合があります。その場合はお子様の安全を第一に考えて登校の可否を判断してください。

(3) 注意報が警報になる可能性がある場合や判断に迷う場合もお子様の安全を第一に考えて登校の可否を判断してください。

(4) 警報が解除されても公共の交通機関が止まっている場合や、登下校中に事故が発生した場合は、学校に連絡してください。